

藤沢市公共基準点等管理保全要綱

(令和7年3月27日道路河川部長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定に基づき市が管理する公共基準点並びに、国土調査法(昭和26年法律第180号)の規定に基づき市が管理する地籍図根点、細部図根点及び都市部官民境界基本調査基準点(以下「公共基準点等」という。)に関する一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全の万全を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共基準点 測量法第5条及び藤沢市公共測量作業規程第21条第3項に規定する1級基準点、2級基準点、3級基準点、4級基準点(相当精度の基準点を含む)をいう。
- (2) 地籍図根点 地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第71号)第43条第1項に規定する地籍図根三角点、地籍図根多角点をいう。
- (3) 細部図根点 地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第71号)第60条第1項に規定する細部図根点をいう。
- (4) 都市部官民境界基本調査基準点 都市部官民境界基本調査作業規程準則(平成2年総理府令第42号)第2条第17号に規定する都市部官民境界基本三角点、都市部官民境界基本多角点、都市部官民境界基本細部点をいう。

(管理の主体)

第3条 公共基準点等の管理保全の主管課は、道路下水道部道路管理課とする。

(測量成果の公開)

第4条 公共基準点等の測量成果又は測量記録は、広く利用及び活用され、測量の正確さを確保する目的で公開をする。

(公共基準点等の使用)

第5条 公共基準点等を使用しようとする者は、あらかじめ「公共基準点等使用承認申請書」(様式第2号)を市長に申請し、「公共基準点等使用承認書」(様式第3号)により使用承認を受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、藤沢市道路工事等調整連絡協議会会員、神奈川県土地家屋調査士会、道水路等境界確定測量業務委託契約締結者、狭あい道路整備事業に伴う測量及び登記等業務委託契約締結者、道水路等の表示に関する登記業務委託契約締結者(以下この項において「藤沢市道路工事等調整連絡協議会会員等」という。)は、公共基準点等使用にかかる「公共基準点等包括使用承認申請書」(様式第2号の2)を市長に申請し、「公共基準点等包括使用承認書」(様式第3号の2)により使用承認を受けることができる。この場合において、藤沢市道路工事等調整連絡協議会会員等は、使用の都度「公共基準点等使用管理表」(様式第4号)により使

用しようとする公共基準点等をあらかじめ届出るものとする。

- 3 第1項の規定により公共基準点等を使用する者は「公共基準点等使用承認書」(様式第3号)を、前項の規定により公共基準点等を使用する者は「公共基準点等包括使用承認書」(様式第3号の2)又はその写しを常時携行し、公共基準点等の設置されている土地若しくは建物の所有者若しくは管理者(以下「土地所有者等」という。)又は市職員により請求があった場合は、速やかにこれを提示しなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定により公共基準点等を使用した者は、「公共基準点等使用報告書」(様式第5号)を提出するものとする。

(工事施工の届出)

第6条 道路の工事等を施工する者(以下「工事施工者」という。)が公共基準点等の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事等を施工する場合は、工事施工者は、あらかじめ「公共基準点等付近での工事施工届出書」(様式第6号)を市長に提出し、市長の指示に基づく公共基準点等の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、第7条第1項の規定により公共基準点等(一時撤去・移転)承認申請書(様式第10号)を申請し、又は第7条第2項の規定により協議する場合は、「公共基準点等付近での工事施工届出書」(様式第6号)の提出を省略することができる。

- 2 前項のその効用に支障をきたすおそれのある工事等とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点等の構造物が入る掘削工事
- (2) 車輛及び重機等の振動が公共基準点等に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点等から杭、車輛及び重機等までの距離が5メートル以下となる行為
- (3) その公共基準点等の効用に支障をきたすと市長が判断する工事

- 3 第1項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図、平面図(掘削位置と公共基準点等の位置関係を明示したもの)
- (2) 引照点成果表及び市長の指示する測量資料
- (3) 写真(公共基準点等、公共基準点等の周辺、全引照点を確認できるもの)

- 4 工事施工者は、公共基準点等付近での工事等がしゅん工したときは、速やかに「公共基準点等付近での工事しゅん工報告書」(様式第7号)を市長に提出し、検査を受けなければならない。

- 5 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。図書作成にあたっては、公共基準点等の異状の有無が確認できる着工前・しゅん工後を対比した資料を作成しなければならない。

- (1) 位置図、平面図(掘削位置と公共基準点等の位置関係を明示したもの)
- (2) 引照点成果表及び市長の指示する測量資料
- (3) しゅん工写真(公共基準点等、公共基準点等の周辺、全引照点を確認できるもの)

- 6 工事施工者は、第1項の措置を講じたにもかかわらず工事等により公共基準点等の効用に支障をきたした場合は、道路管理課との協議後、「公共基準点等復旧承認申請書」(様式第8号)を市長に申請し、「公共基準点等復旧承認書」(様式第9号)により復旧の承認を受けなければならない。

- 7 前項の規定にかかわらず、工事施工者が藤沢市道路管理者である場合は、藤沢市道路管理者は、「公共基準点等復旧協議書」(様式第8号の2)を提出して市長と協議し、「公共基準点等復旧回答書」(様式第9号の2)によりその回答を得なければならない。

8 第6項の申請書又は前項の協議書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。なお、公共基準点等が3級相当以上の公共基準点の場合は、工事施工者は、測量法の規定に基づき公共測量の手続を行うものとし、添付図書は不要とする。

- (1) 位置図、平面図(掘削位置と公共基準点等の位置関係を明示したもの)
- (2) 引照点成果表、使用機器検定書及び市長の指示する測量資料
- (3) 写真(公共基準点等、公共基準点等の周辺、全引照点を確認できるもの)

(一時撤去及び移転)

第7条 工事施工者が、公共基準点等を一時撤去又は移転する必要がある場合には、工事施工者(工事施工者が藤沢市道路管理者又は土地所有者等である場合を除く。)は、あらかじめ「公共基準点等(一時撤去・移転)承認申請書」(様式第10号)を市長に申請し、「公共基準点等(一時撤去・移転)承認書」(様式第11号)により承認を受けなければならない。

2 前項に規定する場合において、藤沢市道路管理者である工事施工者は、「公共基準点等(一時撤去・移転)協議書」(様式第10号の2)を提出して市長と協議し、「公共基準点等(一時撤去・移転)回答書」(様式第11号の2)によりその回答を得なければならない。

3 第1項の申請書又は前項の協議書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。なお、公共基準点等が3級相当以上の公共基準点の場合は、工事施工者は、測量法の規定に基づき公共測量の手続を行うものとし、添付図書は不要とする。

- (1) 位置図、平面図(掘削位置と公共基準点等の位置関係を明示したもの)
- (2) 引照点成果表、使用機器検定書及び市長の指示する測量資料
- (3) 写真(公共基準点等、公共基準点等の周辺、全引照点を確認できるもの)

4 第1項に規定する場合において、土地所有者等である工事施工者は、一時撤去、移転を市長に請求するものとする。

(機能の回復)

第8条 公共基準点等の一時撤去、滅失、き損又は移転等により、その効用に支障をきたした公共基準点等は、原則として既設と同様の構造により再設置し、測量の成果を修正するものとする。

2 前項の場合において、同一構造による設置が不可能な場合は、道路管理課と協議のうえ変更することができる。

3 工事施工者以外の者が、故意又は過失により公共基準点等を滅失又はき損した場合は、第1項及び前項を準用する。

(機能回復の施工者)

第9条 公共基準点等の測量標及び標識等(以下「測量標等」という。)を設置する工事(以下「設置工事」という。)は、原則として原因者である工事施工者が行わなければならない。ただし、土地所有者等による公共基準点等の一時撤去、移転の請求があった場合は道路管理課で行う。

2 公共基準点等の測量成果の修正に必要な手続は、測量法及びその他関係法令に基づき道路管理課で行う。

3 移転により機能回復を図る場合は、工事施工者と道路管理課と協議のうえ施工者を決定するものとする。

(設置工事)

第10条 工事施工者は、設置工事にかかる設置位置及び設置施工方法について、舗装復旧前に道路管理課と協議しなければならない。

- 2 原則として設置工事は既設の測量標等を再度使用するものとし、使用不可能な場合は、工事施工者は、道路管理課と協議するものとする。
- 3 工事施工者は設置工事の品質、出来形、工程、工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。
- 4 設置工事がしゅん工したときには、工事施工者は速やかに「公共基準点等設置工事しゅん工報告書」(様式第13号)を前項の写真とともに市長に提出し、検査を受けなければならない。
- 5 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。図書作成にあたっては、公共基準点等の異状の有無が確認できる着工前・しゅん工後を対比した資料を作成しなければならない。なお、公共基準点等が3級相当以上の公共基準点の場合は、工事施工者は、測量法の規定に基づき、公共測量の手続を行うものとし、添付図書は不要とする。
 - (1) 位置図、平面図(掘削位置と公共基準点等の位置関係を明示したもの)
 - (2) 引照点成果表、使用機器検定書及び市長の指示する測量資料
 - (3) しゅん工写真(公共基準点等、公共基準点等の周辺、全引照点を確認できるもの)
- 6 工事施工者は、第4項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

(費用の負担)

第11条 公共基準点等の設置工事に要する費用(既設の公共基準点等のとりこわし費用を含む。)及び公共基準点等の測量作業に要する費用の負担は、第9条に定める機能回復の施工者が全額負担するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、管理保全について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年2月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。